

## 第5次日進市総合計画 策定方針

### 1 はじめに

第4次日進市総合計画を策定してから8年が経過し、この間、我が国では地方分権一括法の施行や三位一体の改革などにより、本格的な地方分権時代を迎え、また、行財政改革、広域行政の推進など、地方の自主性、自立性が一層重要となってきた。

さらに、全国的な少子化及び高齢化による人口減少社会の到来、高度情報化の進展など、これまで以上に自治体経営基盤の確立を図っていくための重点的、効果的な行財政運営が求められている。

本市においては、高齢化の進む地域がある一方で、子育て世代を中心に人口増加が著しく、平成20年9月9日には人口が8万人を越え、区画整理事業等の施行により、今後もこの傾向は続くと思われている。

第5次総合計画では、将来都市像のキーワードのひとつとして、「10万人都市を見据えたまちづくり」を掲げていきたいと考えており、それにふさわしいまちづくり、住民福祉向上を目指すものである。

このたび策定に着手する総合計画は、地方自治法に規定され、本市のみならず各地方自治体における総合的かつ計画的な行政の運営を図るものである。

加えて、総合計画は、より豊かな生活を実現するための計画であり、その実現には、市民、地縁組織、NPO・ボランティア団体、農工商業関係者、大学（以下、「市民等」という。）、行政などの相互の連携が不可欠と考える。

また、民間の経営手法を行政運営に積極的に取り入れ、行政の効率性を高めようとする考え方（NPM：New Public Management）の導入、目標管理の設定を行い、より実行性のある計画を目指すものである。

### 2 策定の基本的な考え方

策定にあたっては、次の項目を基本的な考え方として、「10万人都市を見据えたまちづくり」をキーワードのひとつとした将来ビジョンの明確な計画とする。

また、将来都市像の実現に向けた政策、施策の目標値を設定し、進行管理が可能な計画とする。

#### (1) 日進市自治基本条例の理念に基づく計画

平成19年10月施行の自治基本条例第20条の規定により、条例の基本理念に則り、総合計画を策定することとなっている。当該条例に定められる理念を市民等と行政が共通認識を持って策定に臨む。

#### (2) 自治体経営手法を積極的に取り入れた計画

市民にとって利便性の高い行政サービスを供するために、コスト削減や顧客サービス向上を目的とした経営手法を取り入れる。NPMの基本方針として、明確な基準に基づき、施策及び事務事業評価を行うことによって成果主義への転換を進める。

そして、顧客中心主義として、市民等を行政サービスの顧客とみなし、より顧客満足の向上を追求する。

よって、負担増・受益減の時代が続く中、第5次総合計画の策定にあたっては、

財政計画を重視し、政策・施策の目標値の設定、行政評価を取り入れ、実行性の高い計画を目指す。

(3) 既存計画・事業の内容を踏まえた計画

本市の「環境基本計画」「地域福祉計画」「都市計画マスタープラン」にある横断的な計画及び既存の計画等との体系、整合性を保つと同時に進行管理が可能な計画とする。

(4) 将来都市像から導き出す政策・施策

これまでの総合計画は、課単位の事務事業を積み上げた部分が多いため、まちづくりの課題自体が把握できないことが見受けられた。今回は、将来都市像から具体的な政策、施策を考えていく。

(5) 役割の分担

設定した目標・目標値を達成するための手段、課題解決の方法となる主要な施策、事業の実施工程等を明確にして、目標等に対して市民等と行政それぞれが役割を分担しながら、協働のまちづくりを目指す。

(6) 職員の参加

総合計画に示した政策・施策の実現には、市職員の果たす役割も大きい。職員が計画の策定に関わることによって、計画への意識向上を図る。策定にあたっては、あらかじめ市民と合同の講演会、勉強会等を開催するなど、計画に対する理解を深めていく。

(7) 市民の参加

本市は、これまでに様々な計画等の検討、策定に関して市民参加の手法を取り入れてきた。今回も、より幅広い意見を計画に反映していく。ただし、これまではわずかな学習・研究期間を設けて検討に入ることが多かったため、計画等の目標や課題、また、知識等が共有化されていなかったことも多くあった。

そこで、計画策定にあたっては、学習期間を長く、また、学習機会も多く設け、目標や課題についての共通認識を深めてから検討に入る。

### 3 総合計画の構成と計画期間

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行財政運営を行う指針であり、本市の将来像を描くための普遍的な考え方を将来都市像とまちづくりの理念として示すもの。

・計画期間：2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来の都市像とまちづくりの理念を実現するため、施策の大綱に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするもの。